

# 訪問介護重要事項説明書

<令和 6 年 10月 1日 現在 >

## 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-203-1077 (午前9時～午後6時まで)

担当 秋山 恵美

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. スカイハートの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	スカイハート		
所在地	千葉県千葉市稲毛区稲毛台町12-12稲毛台店舗A号室		
介護保険指定番号	訪問介護	(千葉県 127030160 号)	
・その他のサービス	・居宅介護支援	(千葉県 127030160 号)	
サービスを提供する地域	千葉市、習志野市、船橋市、八千代市、		

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名( )	名( )	事業所の管理	1名( )
サービス提供責任者	介護福祉士	1名( )		介護計画作成等	1名( )
事務職員		0名( )	0名( )		0名( )
従事者	介護福祉士	0名( )	1名( )		1名( )
	介護職員初任者修了者	0名( )	3名( )		3名( )
	実務者研修修了者	0名( )	1名( )		1名( )
	その他	0名( )	0名( )		0名( )

( )内は男性再掲

### (3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00
平日	○	○	○
土・日・祭日	○	○	○

\* 尚、通常時間帯以外の 時間にご相談の上サービスを行うことができます。

御利用料金も異なります。

※ 営業をしない日は(12月30日から1月3日は休業等)

### 3. サービス内容

#### (1) 身体介護

食事介助、排泄介助、衣服着脱介助、入浴介助、身体の清拭、洗髪通院等の介助、その他必要な身体介助、＜30分未満の身体介護の内容＞起床・就寝の介助、身体の清拭・洗髪、食事・水分補給等の介助、体位交換、衣服の着脱の介助、排泄介助、その他必要な身体介助

#### (2) 生活援助

調理、買い物、衣類の洗濯・補修、住宅等の掃除、関係機関等の連絡、その他必要な生活援助

#### (3) その他のサービス

・介護相談 生活、身上、介護に関する相談・助言、その他必要な相談・助言等

### 4. 利用料金

#### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

#### 【 料金表 - 基本料金・昼間 - 】

	20分未満	20分 ～ 30分	30分 ～ 1時間	1時間 ～1時間30分	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	1,977円	2,961円	4,707円	6,895円	994円を追加
			20分 ～45分	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行った場合30分増すごとに
生活援助	—	—	2,176円	2,674円	795円を追加

\* 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

\* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

\* やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

\* 地域単価 11.05円

\* 初回加算 1月につき2,210円(サービス初回月にサービス提供責任者が訪問した場合)

\* 緊急時訪問介護加算 1回につき1,105円

\* 生活機能向上連携加算Ⅰ 1月につき1,105円

\* 生活機能向上連携加算Ⅱ 1月につき2,210円

\* 訪問介護処遇改善加算Ⅰ 1月のご利用サービス料金の24.5%

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、当社運営規定により交通費の実費が必要です。

#### (3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急

ご連絡ください。(連絡先 電話043-203-1077)

ご利用の前日の17時前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の前日の17時前までにご連絡いただかなかった場合	当該基本料金の全額
緊急時	無料

#### (4) その他

- ① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。
- ② 料金のお支払方法  
毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、翌月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。  
お支払方法は、現金集金、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。  
訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合  
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
  - ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
  - ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したに

もかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 当社の訪問介護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事介助、その他の生活にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする。

### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	無	希望される方はお申し出下さい
従業員への研修の実施	有	1ヶ月1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8. 虐待防止の為の措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止の為の指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	安部 敦子
-------------	-------

## 9. 感染症の予防及びまん延防止の為の措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止の為の指針の整備

(3) 感染症及びまん延防止の為の研修及び研修の実施

(4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	秋山 恵美
--------------	-------

## 10. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

## 11. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

担当	秋山 恵美	電話	043-203-1077
----	-------	----	--------------

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

担当	介護保険課	電話	
----	-------	----	--

## 12. 当社の概要

名称・法人種別	スカイハート(株)
代表者役職・氏名	代表取締役 澤登 拓
本社所在地・電話番号	千葉県千葉市稲毛区稲毛台町12-12稲毛台店舗A号室 043-203-1077
定款の目的に定めた事業	1、介護保険法に基づく居宅サービス 2、介護保険法に基づく居宅介護支援事業 3、介護保険法に基づく介護予防サービス 4、その他これに付随する業務
営業所数等	訪問介護 1カ所 居宅介護支援 1カ所

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地	千葉県千葉市稲毛区稲毛台町12-12稲毛台店舗A号室
名称	スカイハート株式会社 印
	代表取締役 澤登 拓
説明者	所属

氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印















